

身体拘束ゼロに役立つ 福祉用具・居住環境の工夫

●「生きる意欲」を引き出す環境づくり●

平成13年6月

身体拘束ゼロ作戦推進会議 ハード改善分科会

関係各位

介護保険制度は、老後生活の最大の不安である介護を社会全体で支え、高齢者の自立を支援することを目的とした制度であります。この制度が定着していくためには、質の高い介護サービスが提供され、利用者と事業者の間に信頼関係が醸成されることが重要です。

その中で、身体拘束の問題は、これからの高齢者介護を見据える中で、関係者一丸となって取り組むべき喫緊の課題であると同時に、単に身体拘束をゼロにすることだけにとどまらず、「よりよいケアのあり方、ケアの本質とは何か」を自ら問いかけ、高齢者介護の内容を見直し、更なるサービスの向上へ向けてのスタートではないかと考えます。

このため、身体拘束ゼロ作戦推進会議が設置され、今年の3月には、介護の現場の方々の参考となるような「身体拘束ゼロへの手引き」が身体拘束ゼロ作戦推進会議においてとりまとめられました。また、身体拘束ゼロを支える福祉用具や居住環境の改善という観点から、同会議にハード改善分科会を設置し、昨年度3回にわたり開催し、活発な議論を行うことができました。また、本年5月には、身体拘束ゼロに役立つという観点に加え、今後の福祉用具や居住環境の在り方というやや広い観点に立った議論の機会も設けました。

今般、ハード改善分科会として、この「身体拘束ゼロに役立つ福祉用具・居住環境の工夫」を取りまとめました。身体拘束ゼロと福祉用具・居住環境との関わりには、直接的なものもあれば、間接的なものもあり、また、ここに盛り込まれたもの以外にも多種多様な工夫があるかと思えます。

ハード面の改善だけで万事解決すると考える人はいないと思います。基本は「介護の心」です。しかし用具や環境を改善し、よりよく利用することも重要です。実務者の方々の努力をお願いいたします。

ハード面の改善のためには、単に用具や環境の設計を改良するだけでなく、供給面や知識の普及など広い範囲の改善が必要です。今後この報告書に書かれた提言等について、厚生労働省をはじめ関係者の方々に、積極的に実施し、あるいは研究を開始して、よりよいケアに向けて、息の長い取り組みをお願いいたします。

ハード改善分科会としてのこの報告書については、身体拘束ゼロ作戦推進会議に報告する予定です。ここに盛り込まれた内容が、これからの福祉用具や居住環境の在り方を考える際の一助となれば幸いです。

平成 13 年 8 月

身体拘束ゼロ作戦推進会議ハード改善分科会長
齋藤 正男

身体拘束ゼロ作戦推進会議ハード改善分科会メンバー

石崎 征義(前東京都福祉機器総合センター所長)

加島 守(武蔵野市立高齢者総合センター)

木村 哲彦(日本医科大学医療管理学教室教授)

◎ 斎藤 正男(東京電機大学工学部教授)

齊藤 正身(霞ヶ関南病院病院長)

相良 二郎(神戸芸術工科大学工業デザイン学科助教授)

園田 知弘((株)環境デザイン研究所副社長)

武内 寛(パラマウントベッド(株)技術本部統括室室長)

鳥海 房枝(特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘副施設長)

時田智恵子(湘南ベルサイド施設長)

外山 義(京都大学大学院教授)

畠山 卓朗(横浜市総合リハビリテーションセンター企画研究開発室研究員)

早川 京子(京都市介護実習・普及センター)

松永 茂之((株)松永製作所代表取締役)

光野 有次((株)無限工房代表取締役)

光益 康夫(北九州福祉用具研究開発センター副所長)

森山 由香((社福)三條会介護老人保健施設「ひうな荘」)

山内 繁(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所長)

(敬称略・50音順・◎は座長)

目 次

	(頁)
1. はじめに	1
2. 身体拘束廃止におけるハード改善の基本的な考え方	
(1) 身体拘束の内容と基本的な視点	2
(2) 身体拘束に対するハード面の現状	3
(3) 身体拘束廃止に向けたハード面の役割	4
3. 福祉用具について	
(1) 身体拘束廃止と福祉用具をめぐる問題点	6
(2) 身体拘束廃止に資する福祉用具の活用の在り方	6
(3) 福祉用具の適切な使用と普及のための課題と方策	18
4. 施設の居住環境について	
(1) 高齢者施設の居住環境上の問題点	24
(2) 高齢者施設の設計に当たっての考え方の例	26
(3) 普及方策	37

身体拘束ゼロに役立つ福祉用具・居住環境の工夫

～「生きる意欲」を引き出す環境づくり～

平成 13 年 6 月
身体拘束ゼロ作戦推進会議
ハード改善分科会

1. はじめに

身体拘束のない介護を実現するためには、施設の責任者やスタッフが一丸となって、身体拘束をしないという決意に基づいてケアに取り組むことだけでなく、そうした取組みを支え、あるいは容易にしたり、負担を軽減したりするための福祉用具や施設の居住環境といった、いわば「ハード」面での改善を進めることが極めて重要である。

<身体拘束ゼロへ>

老後の生活の最大の不安要因となっている介護を社会全体で支え、高齢者の自立を支援することを目的とした介護保険制度が、平成12年4月から実施されたところである。それに伴い、介護保険の適用を受ける介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等では身体拘束が原則禁止されることとなった。

これまで介護の現場では、寝たきりゼロを目指し、ベッドから車いす等への日常生活の移行の努力がなされてきた過程において、転倒・転落事故の防止、介助者の不足、点滴や経管栄養等の治療の完全遂行、他人への迷惑行為の防止などの理由により身体拘束が行われてきたが、そうした身体拘束は、拘束される高齢者の心身両面での尊厳を著しく損なうのみでなく、その状態を一層悪化させる危険性がある。身体拘束を許容する考え方を問い直し、介護に関わる全ての者が、介護を受ける高齢者の立場に立って、ケアの在り方を見直すことが求められている。

<身体拘束ゼロへ向けてのハード改善>

身体拘束のない介護を実現するためには、高齢者施設の責任者やスタッフが

一丸となって、身体拘束をしないという決意に基づいてケアに取り組むことに加え、そうした取組みを支え、あるいは容易にしたり、負担を軽減したりするための福祉用具や施設の居住環境といった、いわば「ハード」面での改善を進めることが極めて重要である。すなわち、ケアの在り方を見直す過程では、高齢者を取り巻く物理的環境を見直すことも求められる。

高齢者にとって安全で快適な物理的環境についての明確な検証は十分にされていないが、危険を少なくするための具体的取組みは始まってきている。

2. 身体拘束廃止におけるハード改善の基本的な考え方

(1) 身体拘束の内容と基本的な視点

A：介護保険では、身体拘束が禁止されているって聞いたことがあるけど、身体拘束ってどういうものなの？

B：施設に入っている痴呆のお年寄りが、徘徊したり、車いすやベッドから落ちてけがをしたりしないように、ベルトで車いすに縛ったり、ベッドを柵で囲んだり、鍵をかけて部屋から出られないようにしたりすること。

A：そういえば、このあいだ「身体拘束ゼロへの手引き」というのが出たらしいけど、これを読めばわかるのね。

B：そうだね。身体拘束をなくすことは、それ自体が目的ではなくて、お年寄りができる限り自分の力で、尊厳を持って生活できるようなケアのための工夫かな。それと、なんで身体拘束をしてしまうかという、ケアの方法だけじゃなくて、使っている車いすに問題があったり、建物がでかくて単調で落ち着かなかったり、お年寄りのまわりの環境が良くない場合もあるんだよ。

身体拘束ゼロへの



○ 介護保険制度においては、介護を必要とする高齢者の自立の支援に向けて、様々な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されているが、この中で高齢者が入居（入所、入院も含む。以下同じ）する介護保険施設等では「身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」が禁止されている。ここで禁止されている具体的な行為の内容は、以下のような行為があげられる。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

- ここでは、上記の身体拘束をしなくて済むようなハード面の改善などについて、まとめることとする。

（２）身体拘束に対するハード面の現状

- A：でもやっぱり、事故を防いだり、問題行動を起こしたりしないようにするために身体拘束をするというのは、分かるような気もするわ。
- B：それじゃあ、ちょっと施設の中を頭に浮かべてみて。車いすはみんな同じ折りたたみ式、ベッドも同じ高さで幅が狭いのが並んでいて、建物もコンクリートのでっかいのが浮かばない？ そんなところで、ず～っと暮らせる？
- A：確かにそうねえ。自分の家だと自分に合ったいすとかベッドを用意するし、何と云うか、暮らしのにおいがするわよね。
- B：そう。それなのに、施設だと往々にして「自分に合った」ではなくて、「あるものに合わせて」になってしまうんだ。実は、事故や問題行動というのは、使っている車いすが合っていなかったり、暮らしの環境が悪かったりというのが原因になることもあるんだよ。そして、意外とこうしたことに気付かないんだな。

- 神奈川県が行った特別養護老人ホームにおける事例に関する調査や「老人の専門医療を考える会」が行った老人病院における事例に関する調査などによると、車いすとベッドが身体拘束に特に大きく関わっているという結果になっている。

- 身体拘束とは、

- ・ 徘徊、他人への迷惑行為等のいわゆる問題行動などを防止するために、車いす、いすやベッドに拘束するという、高齢者の行動の自由そのものを奪うこと。
 - ・ 車いすやいすからのずり落ちや転倒、ベッドからの転落、車いすとベッドとの間を移乗する際の転倒等といった事故を防止するために、これらの用具に拘束するという、福祉用具の間違った利用。
- である。

- 福祉用具は、本来は高齢者の生活の質を向上させるための道具であり、特に、車いすは本来移動のための道具であるにもかかわらず、実際には生活の場としてのいすのように用いられ、長時間座らされている場合には、家具としてのいすのような快適さや健康な姿勢からはほど遠い状況にある。
- また、多くの高齢者施設は、無機質で巨大で複雑な空間であり、住み慣れた居住空間とは大きく異なる。特に痴呆性高齢者にとっては、自らの置かれた環境を理解することができず、心理的に不安を与え、その結果が問題行動につながっているということもある。
- 以上のように、身体拘束の中には、要介護者を取りまく福祉用具、建築の空間・設備などの物理的環境が、要介護者の心身の状況に十分に合っていないことが原因となっている場合があるにも関わらず、そういう認識はまだ十分に浸透していないというのが、ハード面の現状であり、こうした現状を認識することが、ハード面での身体拘束廃止への第一歩であると考ええる。

(3) 身体拘束廃止に向けたハード面の役割

- A : 福祉用具の方をお年寄りに合わせたり、落ち着く建物づくりをすることで、身体拘束を回避できる場合があるのね。
- B : 身体拘束の廃止のためには、現場で働いている人たちの努力ばかりを要求してもダメな場合があるんだよ。
- A : そうね、福祉用具や建物の知識の普及や改善も必要ね。

○ 高齢者を取りまく福祉用具、建築の空間・設備などの物理的環境と、要介護者の心身の状況とのミスマッチを解消することによって、ある程度の身体拘束を回避することが可能となる。すなわち、身体拘束廃止に向けてケアの在り方を見直す際には、こうした物理的環境をも含めて問い直すことが不可欠であり、現場の職員によるケア面での取組みに加えて、これらの物理的環境の在り方を要介護者の心身の状況に可能な限り調和させるべく、その不備を改善することによって、身体拘束のないケアを継続していくことができる。

○ そうした中で、身体拘束廃止に向けてハード面に期待される役割としては、例えば、

①直接的な効果

- ・車いすやベッド等の福祉用具を要介護者の状態に合致するよう適切に選択・調整することで安楽と安全が得られる。
- ・衝撃の少ない床材（下地）の使用や、柱の角の養生等の工夫により、転倒等の影響を軽減できる。

②間接的な効果

- ・心理的な安定を得られるような居住空間を作ること等により、問題行動そのものを緩和できる。

といった効果がある。

○ もちろん、こうしたハード面の改善だけで全てが解決するものではなく、適切なケアの組み合わせによってはじめて効果が発揮できるものであるが、むしろ、介護する側が身体拘束を廃止しようという姿勢をもって取り組めば、自ずとハード面の改善についても解決策を見いだせるものである。

さらに、福祉用具の選択、使用等に関する適切な知識の普及、それを使用する介護現場と製造側との間での情報交換等も進めることにより、望ましいケアを支える環境づくりを行うことが可能となる。

3. 福祉用具について

身体拘束に当たる具体的な行為の中には、福祉用具の利用に伴う事故を防止するという理由で行われているものがあるが、高齢者の身体状況や生活目的に合致したケアの提供という観点から福祉用具の改善を行うことにより、こうした身体拘束を回避することが可能となる。

(1) 身体拘束廃止と福祉用具をめぐる問題点

- 福祉用具の中でも身体拘束との関わりが多いのは、車いす、いすとベッドであるが、身体拘束の具体的な行為を見れば分かるように、これらの使用に伴う事故の防止のために身体拘束が行われているという状況にある。その背景には、高齢者施設において生活する高齢者の身体状況等は多様であるにもかかわらず、車いす、いすやベッドといった、高齢者が具体的な生活の場面で用いることとなるものでも、概して一律の規格のものが用意されがちであるという実状がある。
- そのため、個々の高齢者の身体状況等に関わりなく、同一の寸法、構造、性能の福祉用具を用いることとなる結果、両者の間に不適合が生じ、この不適合によって生ずる事故を回避するために身体拘束へとつながるという関係にある。また、こうした身体拘束は、身体状況等に適合しない状態をさらに強いることによって、身体機能の一層の低下や痴呆の進行等を招き、さらなる身体拘束につながっていくという一種の悪循環にも陥りかねない。
- つまり、高齢者の身体状況や生活行為に合致したケアの提供という観点からすれば、それぞれの身体状況や生活の場面場面に応じて福祉用具の使い分けがなされるべきであるにもかかわらず、そうした検討が行われることなく、どのような場合にも同じ福祉用具を使うという使われ方によって、福祉用具の使用に伴う身体拘束が作られているという側面がある。

(2) 身体拘束廃止に資する福祉用具の活用の在り方

- 福祉用具の利用に伴う事故を防止するという理由で身体拘束が行われてい

ることは既に述べたところであるが、この事故を発生の変因ごと分類すると、次のように大別できる。

a. 身体的要因による事故

例) 麻痺や拘縮、体動、身体の変形のために座位が不安定で、いすから転落したり、ずり落ちたりする場合。

b. 精神的要因による事故

例) 痴呆や寝ぼけのためにベッドから転落する場合。痴呆のため徘徊をして、危険を予期できずに転倒する場合。

c. 身体的要因と精神的要因の複合的要因による事故

例) 予期しないときに、突然車いすから立ち上がろうとしたものの、歩行機能に不全があるため転倒してしまう場合。

- これらのうち身体的要因については、それぞれの高齢者の身体状況等に応じて福祉用具の選択、使用を適切に行うことによって事故の発生そのものを防止したり、不幸にして事故が発生した場合の備え（医療体制など）によって、事故防止を理由とする身体拘束の廃止に大きく貢献することができる。
- なお、言うまでもなく、徘徊を防ぐために車いすに拘束する、徘徊、点滴や経管栄養のチューブの引き抜きを防ぐためにベッドに拘束するなど、不適切な福祉用具の使用は、高齢者の日常生活の自立を支援するという福祉用具の本来の目的を逸脱するものであり、その解決については、福祉用具の活用、改善のみでなく、居住環境面やケア内容の工夫も含め、問題行動が起こらないような総合的な対応が求められる。
- このような身体拘束廃止に向けて、福祉用具を活用する上での3つのポイントを以下に掲げるとともに、さらに、いすなど介護保険制度上は福祉用具とされていない用具も含め、高齢者施設において高齢者が日常的に用いる用具という観点から、それぞれの留意点等をまとめる。

<福祉用具の活用の改善－3つのポイント>

① 身体状況に適合しやすく、使いやすい福祉用具

福祉用具が身体状況に不適合であるために事故が発生する場合、福祉用具の改善によって適合を可能とし、事故の発生を低減させることが可能である。また、現場における事故発生を防止するためには、高齢者と介護者の両者にとって使いやすいものであるとともに、施設環境に調和しやすいものであることが望ましい。

② 身体・精神状況に応じて福祉用具を適合、活用する技術・知識

構造や機能の改善だけでは身体的・精神的要因により発生するあらゆる事故に対応することはできない。また、加齢とともに変化する高齢者の身体・精神機能に現場で対応し得るためには、変化に対応して再適合が容易なものであるとともに、現場で容易に活用できる適合技術・知識が必要となる。

なお、福祉用具の使用環境や他の用具との組み合わせによっては、新たな事故が発生する可能性もあるので、これらへの対応も必要である。

③ 福祉用具の使用に関する意識

使用しようとする福祉用具本来の用途以外に、身体拘束の理由となる事故を発生させる可能性について十分に検討し、必要に応じて高齢者や介護者に意識を喚起することが必要である。また、痴呆性高齢者による使用も想定し、想定しなかった使用法による場合にも事故を発生させることのないよう配慮することも必要である。

①車いす

A：このまえ、老人ホームに行ったのだけど、かなりの人が、折りたたみ式の車いすに乗っていたわ。でも、シートが布のようなものでできていて、座り心地が悪そうね。

B：スリングシートと言うのだけど、ずっと座り続けられるような代物ではないね。何といても安いし、コンパクトで保管もしやすいのでよく使われているんだよ。まあ、アウトドアのキャンプチェアみたいなものだね。

A：確かに、移動のために手軽に使うのなら便利よねえ。でも、いすの代わりに長い時間そんな車いすに座らされるのはたまらないわね。どっちが長い時間座れるか、がまん比べする？

B：いやだね！ 体中、痛くなるし。お年寄りも「すべり座り」や「斜め座り」で無理して座るから、転倒したり、ずり落ちたりといった事故が起こる。だいたい、身体状況は各々違うのに、みんなに同じ車いすがあてがわれているのに無理があるんだよ。車いすに身体を合わせるんじゃなくて、身体に車いすを合わせないと。ただでさえ、